

品川区景観審議会公募区民委員選考基準

1. 目的

本基準は、品川区景観審議会公募区民委員を選考するにあたって、必要な事項を定める。

2. 区民委員について

景観審議会における公募区民委員の対象は、以下のとおりとする。

- 1) 品川区在住であること
- 2) 18歳以上であること（令和6年4月1日現在）
- 3) 平日の昼間に行われる景観審議会に出席ができること

3. 選考委員会の設置

選考にあたっては、選考委員会を設置する。

4. 選考委員

選考委員は、都市環境部長（委員長）、都市計画課長、政策推進担当課長、広報広聴課長とする。

5. 評価項目

選考委員は、応募者の作文「良好な景観づくりに必要なこと」から都市景観に対する考え方について、下記の項目について評価する。

- 1) 景観に対する理解・熱意
- 2) 良好な景観づくりに必要な提言の内容
- 3) 区の施策に対する理解
- 4) 自己表現について

6. 選考方法

提出された作文を審査基準に基づき評価し、選考委員会で委員長が決定する。

7. 選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に通知する。

8. スケジュール

令和6年

1月21日から2月21日	公募期間
3月下旬	選考委員会
4月上旬	選考結果通知送付
6月頃	区民委員への説明
7月（予定）	審議会一回目参加